

ハラスメント相談の段階

A ・相談者の思いを受け止めることによって、相談の目的が達せられる場合
B ・相談の内容がハラスメントに相当しないと判断されるが、教育・職場環境での解決を要する場合
C ・相談の内容が都道府県労働局の資料に基づき、ハラスメントに該当する可能性があると判断される場合

・ 上記Cの対応に対して、相談者、または被申立人の異議申し立てがあった場合・ハラスメントの内容が処分に相応すると判断される場合・学内相談員では上記Cの解決が困難と判断される場合・専門家(弁護士など)の意見が必要と判断される場合・その他